

第 2 章 港湾管理者以外の者の料金

2 苫小牧港水先料

(令和元年10月1日改正)

水先法施行規則第23条別表第3

水先料の額 (単位 円)		日出から日没までの間において水先をする場合		日没から日出までの間において水先をする場合			
		えい航される船舶以外の場合			えい航される船舶の場合		
		船舶の総トン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第5条第3項に規定する2層以上の甲板を備える船舶であつて国土交通省令で定めるもの(以下「多層甲板船」という。)以外の船舶の場合				多層甲板船の場合	
		総トン数が千トン以下であつて、かつ、喫水が3メートル以下である場	総トン数が千トンを超え又は喫水が3メートルを超える場合				
基本額	加算額						
水先区の名称 水先をする船舶の運航区分	苫小牧港(第4区を除く。)への入港又は同港(第4区を除く。)からの出港	30.645	1,212	総トン数が千トン(千トンに満たないものは千トンとする。)を増すごとに加算額を、喫水30センチメートル(30センチメートルに満たないものは30センチメートルとする。)を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額	基本額又は総トン数が千トンを超え、又は喫水が3メートルを超える場合の欄に掲げる額(以下「基本料の額」という。)の百分の百に相当する額の範囲内で加算額に加算増率を乗じて得た額を基本額又は基本料の額に加えた額	えい航される船舶以外の船舶の場合の欄に掲げる額の百分の百八十に相当する額	日出から日没までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の百分の百五十に相当する額
	苫小牧港第4区への入港又は同港第4区からの出港	32.545	1,284				
	苫小牧港内における転びよう(苫小牧港第1区、第2区又は第3区と同港第4区との間におけるものを除く。)	28.745	1,140				
	苫小牧港第1区、第2区又は第3区と同港第4区との間における転びよう	46.045	1,788				

備 考

1 この表における喫水は、水先を始めたときから水先を終わるまでの間における最大のものとし、排水量をもって

大きさを表す船舶については、その排水トン数の5分の3に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。

2 加算割増率は、次の算式により算出する。

$$K = \frac{35/1000 L^3 - T \times 1.2}{1,000}$$

Kは、加算割増率であって、負の値の場合は0とする。

Lは、船舶の長さ(メートル)の値

Tは、総トン数(1,000トン以下の場合は1,000トン)の値

◆ 割増水先料

次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とします。

左 欄		右 欄	
1. 試運転、コンパス矯正、方向探知機誤差測定その他これにす る目的のため 水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表第3に定める転びように係わる水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表第3に定める転びように係わる水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに(1時間に満たないものは1時間とする。以下同じ。)その額の100分の50に相当する額を加えた額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表第3に定める入出港に係わる水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表第3に定める入出港に係わる水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに同表に定める転びように係わる水先料の額100分の50に相当する額を加えた額
2. 2人の水先人が交代で8時間以上引き続き水先をする場合		別表第3に定める水先料の額にその100分の10に相当する額を加えた額	
3. 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又は、その地点まで水先をする場合		別表第3に定める入出港に係わる水先料の額にその100分の50に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額	
4. 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合		別表第3に定める水先料の額に、水先料の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額	

<p>5. 釧路、苫小牧、室蘭、函館、小樽及び留萌の各水先区において12月1日から3月31日までの間に水先をする場合</p>	<p>別表第3に定める入出港に係わる水先料の額に、同表に定める日出から日没までの間において水先をする場合水先料の額の釧路、苫小牧、室蘭、函館、小樽及び留萌の各水先区にあつては、100分の40に相当する額を加えた額</p>
<p>2人の水先人が共同で水先をする場合(操舵室が船側にある船舶の水先をする場合を除く。)におけるそれぞれの水先料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額(前項の表2及び4の割増額を除く。)からその100分の15に相当する額を減じた額とする。</p>	

◆ 特殊料金

1. 取消料

- (1) 次の各号の1に該当する場合は、取消料として21,600円を申し受けます。
- イ 水先人が水先の求めに応じて当水先人事務所を出発した後、取消しのあつた時。
 - ロ 水先人が水先の求めに応じて当該船舶におもむいた場合に船長が正当な理由なくして水先を拒否した時
 - ハ 午前0時から午前6時までの間に水先を開始する予定の船舶について、前日の午後11時以後において取消しのあつた時
- (2) 前項イ及びロの場合、当水先人会事務所を出発した時刻が午後5時から翌日の午前8時までの間にあるときの取消料は、前項の取消料の100分の150に相当する額とします。

2. 待機料

水先人が乗船後又は水先開始時点において待機後、水先開始予定時刻から起算して当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により30分を超える時間を待ったとき、その超えた時間の30分(30分に満たないものは30分とする。)ごとに5,400円を申し受けます。

※ 令和元年10月1日、消費税等の改正に伴い水先法施行規則の改正及び水先約款の変更により「水先料の額」、「取消料」、「待機料」、「区域外連行経費」及び「その他の補償」については、次の各号に掲げる船舶の水先をする場合には100分の110に相当する額とします。

- 日本籍の内航船舶
- 日本籍の練習船、自衛艦、調査船、作業船等のように、貨物又は旅客の運送により運賃を得る船舶以外の船舶(外国航路に従事するものであつても課税対象となります。)